【道政かわら版　第8号】
喜多龍一後援会後援会
発行責任者
石田　喜男
発行日
平成16年1月7日

赤れんが 道政かわら版

RYUICHI KITA DOUSEI KAWARABAN No.8

2004 新年あいさつ

北海道議会議員
喜多　龍一

新春を寿ぎ、新たな気持ちで今年一年がんばってまいりましょう。

感謝

まず何よりも昨春の私の三回目の選挙、皆さんのおかげでトップ当選で道議会に送っていただきました。無風、順位争いと言われる中、現職四名の中で喜多がただ一人厳しい選挙情勢と言われ、ご心配をおかけしましたが、後援会や支持してくれた皆さんがはねのけて下さいました。

特に今回は、全町村後援会がマチへと全て遊説をしていただきました。これは多分全国初の試みでありましょう。二期目に一部で試行してくださったのですが、今回後援会皆さんが一致協力しあって本格導入してくれました。私は皆さんに大変負担を増すことに不安を感じておりましたが、見事にしてのけていただきました。文字通りの皆での手づくり選挙だったと実感しており、私は後援会皆さんを誇りに思って、胸張ってこのことをよそで言っております。あらためて心からお礼を申し上げます。

政策審議委員長を拝命いたしました

お陰さまで選挙後の人事で自民党・道民会議の政策審議委員会委員長に就き、議会議論・政策・施策の担当責任者という立場で、仕事をさせていただいております。高橋はるみ新知事の与党（二十年ぶり）最大会派でありますだけに、以来十二月議会終了まで緊張して議会に集中させていただきました。私の道議会のスタートが無所属一人会派であったことを振り返ります時、この就任には選挙結果が大きく影響していると率直に感じており、皆さんに繰り返し感謝申し上げます。

大変な一年でしたね

昨年は大きな出来事が沢山ありました。

異常気象、八月の十号台風、九月の平成十五年十勝沖地震と相次いだ自然の猛威、災害対策のための臨時道議会で代表質問にも立ちましたが、道でできること、すべきことを道と議会が協力しながら、現場主義に立って全力を尽くしてきたつもりです。

先行き不透明な時代に

昨年秋以来が然クローズアップされてきた市町村合併、今自治体もそこに住む住民もさまざまな思いが錯綜し、大変厳しく悩ましい局面を迎えております。私はこの間、それぞれの自治体がどの道を選択しようとも、自治体運営の基本的な条件整備に焦点をあてて力を尽くすことが道議会議員としての役割と思い定め、自治体の公債費の償還問題や直轄事業負担金（道だけで毎年千六百億超を国に支払っている）問題などに取り組み、国に検討を迫ってきました。

また、石狩開発株式会社や、住宅供給公社など巨額な長期債務や債務超過している負の遺産の整理、道の関与団体（毎年約五百億円を支出、人も）の在り方の見直しなどに全力で取り組んでまいりました。

いよいよ万策が尽きて、平成十七年度から十九年度の三ケ年を集中対策期間とする、二十六年度までの十ケ年の「道財政建て直しプラン」を今年夏までに策定することになっております。やりきらなければ再建団体（民間でいう会社更正法適用、自治体の場合管財人は総務省）に転落し、国による強制的な財政再建が行われ、およそ八年間自治権が事実上失われる状態になります。そうなるよりはがまんできるところもできないところも「定割合がまんして、自主再建の道を選ぶことのほうがはるかに良いという判断です。これにもとづき昨年十一月末に「道財政建て直しプラン」の基本方針を示したのですが、年末の国の十六年度予算編成の結果は地方への交付税など一般財源枠は大幅に削減され、示したばかりの基本方針を大幅に見直さなくてはならない情況に追い込まれているようです。いずれにしても民・官・政それぞれの生き残りをかけた取り組みと協働が、より一層求められていると思います。

●高橋はるみ北海道知事と

反省

今この国は、経済、産業、雇用、国・地方の財政と組織・機能、教育、福祉、外交、防衛など、あらゆる分野で断末魔の呻きを発していると感じます。

戦後の復興期から高度成長期、そしてバブル期を経て平成初期のバブル崩壊期が今も続いています。それと軌を一にして細川、村山両内閣に象徴される政治の不安定が現実のものとなり、更に平成十年から十二年の三ケ年の極めてバランスを欠き、地方財政にとっては選択を許されなかった大型補正による景気対策は、国も地方も財政の破綻的危機を招いたのであります。その証拠に平成十二年地方分権一括法の施行時点では問題にもされていなかった市町村合併が、この年の秋からにわかに今日のようなトーンで打ち出されたのであります。

—無い袖は振れない—からと。

戦後生き残った人達は、食べていけるように、生きていけるように必死に働き、そしてこの国を立ち直らせるよう揮心の努力を傾けてこられました。そして昭和三十年代に入ってから、「老後孫達には盆暮れぐらいは小使いをあげたい、子供達に負担をかけたくない、自分達は子供達に無心しなくともいくばくかの小使いを持ちたい、くれとは言わない、自分達が何十年か働いてきた蓄積をもとに、そんな仕組みがつくれないだろうか」、と考えて、無拠出制の老齢福祉年金（月千円の所得制限あり）が昭和三十四年にスタートしたのです。何と健げで純粋な思い・願いであったことか。その後、昭和三十六年に国民年金制度がスタートしたのですが、給付のみ上げ一方、教科書もタダ（兄姉隣近所の先輩に頭を下げておさがりをもらったり修理したり、改訂されたものや手に入らなかったものは親からお金を預けられ学校で買ったりすることなく、タダでもらって一年たつとチリ紙交換…）モノを大切にとか感謝の気持ちなどという言葉がいかに空虚に聞こえることか。昭和五十一年頃国会で教科書の一部有償をという政府提案を巡って国会議論がありました。流れる国会の館内放送に聞き耳を立てていたら、「それは教育切り捨て、福祉切り捨て」と野党、答弁者は「財政厳しい折から…」と。そこに教育論のかけらもありませんでした。でもそういう議論が当時あっただけでも評価できると今は思えます。なぜならそれ以降今日もそのような提案や論戦がないのですから。経済も消費動向一本槍（消費って、買って使って捨てる？そしてそのサイクルは早いほうが良い？）。時代をおって公的扶助・公的サービスを、コストの高い行政・お役人に求め拡充してきました。我が国は古く戦国時代以前の鎌倉時代中期から公的扶助（徳政令）もあり、二万で日本特有の美徳である相互扶助（助け合い）もあったのですが…。年金制度など国民生活の基礎的なところを、将来にわたり持続的・安定的に維持するため、時代時代の中で絶えずそれらの在り方を見直すなどの努力を、票に影響するなどの理由から政治はフタをしてきたのだと感じてなりません。私達は日本人として何か大切なモノを忘れてきたのではないでしょうか。だとすれば多くの先達に申し訳が立ちません。

そして今、少子高齢化が現実のものとなり、もう立ち行かなくなっている現状をどのように打ち破り、国民生活の将来への道筋を示していくかが、問われていると思います。それは国も地方自治体も、都市農山漁山も、民も官も政も、それぞれに求められていることだと考えます。

●大津漁港-4.5m岸壁供用開始式

結び

道財政の立て直しと言ってもゼロになるわけではありません。昭和六十年代から平成初頭に戻すことなので。内容熟度によって優先度が決まり、選択と集中の考え方でやるべきことをやっているのです。

夢と希望をもって、ともに智恵と力を寄せ合って、力強く生き抜いていこうではありませんか。

本年も一層のご指導をお願い申し上げますとともに、ともどもに良い年となりますようお祈りし、年頭のご挨拶といたします。

ダイジェスト

■第二回北海道議会定例会予算特別委員会（知事総括質疑）【七月三十日】

一　市町村合併について

（一）合併促進のための新たな公債費負担格差是正策について

①合併促進の取組について

②公債費負担格差是正の取組について

③公債費負担軽減などの制度創設について

④市となるべき要件について

（二）道の助言について

二　北海道住宅供給公社について

（一）債務超過が生じた原因について

（二）これまでの取り組みに対する認識について

（三）公社理事長の発言について

（四）裁判所への回答について

（五）調停に参加することの意味について

（六）他の自治体への対応について

（七）道職員の調停参加について

（八）調停案の基本枠組みについて

（九）調停案について

（十）道の責任について

（十一）歴代役員の責任について

三　関与団体の見直し実施計画について

（一）県機関等の視点について

（二）団体数の増加について

（三）関与団体見直し実施計画の進捗状況について

（四）派遣職員の引揚げについて

（五）中間報告の実施の評価について

（六）非関与団体の扱いについて

（七）計画に対する団体の理解について

（八）財政立て直しプランと関与団体の見直し実施計画の関連について

（九）実施計画の見直しについて

（十）計画の推進に向けた決意について

■決算特別委員会（知事総括質疑）【十月十八日】

一　国の国際貿易金融機関への出資について

（一）国際協調融資金融機関出資制度の概要について

（二）庁内の連絡会議について

（三）国への働きかけについて

（四）支出に係る道の責任について

（五）財政立て直しプランとの取り組みについて

二　関与団体について

（一）団体の統合について

①関与団体見直し実施計画について

②北海道青少年会館について

（二）職員数の削減について

（三）人件費の削減について

①プロパー職員の人件費について

②補助金の算定について

三　道ＯＢの人件費について

（一）ガイドラインの見直しについて

（二）非常勤ＯＢの給与について

（三）特別職等退職金について

（四）役員報酬制に対する助成について

（五）施設の管理について

①独立採算性について

②複合施設について

■決算特別委員会（農政部審査）【十月十八日】

一　農業金融対策について

（一）農業金融対策の推進について

①農業信用保証保険制度の概要について

②北海道農業信用基金協会の概要について

③平成十五年十勝沖地震について

④農業災害対策について

⑤農作物の作柄について

⑥今後の取り組みについて

二　農業経営の多様化について

（一）農業経営の多様化等について

（二）農業経営の安定について

①農業経営基盤強化促進対策について

②農業経営改善資金について

③農業経営基盤強化資金について

④今後の取り組みについて

三　農業農村整備事業について

（一）監査委員からの指摘について

（二）木材価格の低迷について

（三）土地改良事業の負担について

（四）農業農村整備事業の推進について

①計画的な整備について

②事業費の負担状況について

③事業コストの低減について

④畜産及び酪農との連携強化について

⑤農地防災への対応について

⑥今後の対応について

四　農業基盤整備促進事業について

（一）農業基盤整備促進事業の概要について

（二）農業基盤整備促進事業の実施状況について

（三）農業基盤整備促進事業の推進について

（四）農業基盤整備促進事業の今後の対応について

五　農業改良普及事業について

（一）農業改良普及事業の概要について

（二）農業改良普及事業の実施状況について

（三）農業改良普及事業の推進について

（四）農業改良普及事業の今後の対応について

六　農業共済事業について

（一）農業共済事業の概要について

（二）農業共済事業の実施状況について

（三）農業共済事業の推進について

（四）農業共済事業の今後の対応について

七　農業試験場について

（一）農業試験場の概要について

（二）農業試験場の実施状況について

（三）農業試験場の推進について

（四）農業試験場の今後の対応について

八　農業団体について

（一）農業団体の概要について

（二）農業団体の実施状況について

（三）農業団体の推進について

（四）農業団体の今後の対応について

九　農業振興地域整備促進について

（一）農業振興地域整備促進の概要について

（二）農業振興地域整備促進の実施状況について

（三）農業振興地域整備促進の推進について

（四）農業振興地域整備促進の今後の対応について

十　農業生産法人について

（一）農業生産法人の概要について

（二）農業生産法人の実施状況について

（三）農業生産法人の推進について

（四）農業生産法人の今後の対応について

十一　農業協同組合について

（一）農業協同組合の概要について

（二）農業協同組合の実施状況について

（三）農業協同組合の推進について

（四）農業協同組合の今後の対応について

十二　農業協同組合の統合について

平成15年第2回
北海道議会定例会
予算特別委員会（知事総括質疑）

平成15年7月30日

一　市町村合併について

（一）　合併促進のための新たな公債費負担格差是正策について

①合併促進の取組について

知事は就任後、道が合併促進に積極的に動くように職員に伝えてから、約3か月になる。合併特例法の期限まで残り20か月となったこの大事な時期に、どんな取り組みをしてきたのか伺います。

②公債費負担格差是正の取組について

合併の障害となる主な要因のひとつである公債費負担について、これまで、どのような検討、助言をしてきたのか。

また、「合併を進めるためには、現行特例法により措置される公債費負担格差是正策だけでは十分ではなく、公債費負担を軽減し、合併しようとする市町村間の公債費負担格差を是正するための新たな制度を創設することが有効である」と申し上げたのに対して、知事は、「これまで自主的合併を前提とし、既存の枠組みの中でやってきた。道としても、市町村の実情などを国へ伝えるとともに、必要な措置について要望して参りたい」とお答えになった。

ということは、道として、この点については、何も検討・取り組んでこなかったということである。知事の見解を伺います。

③公債費負担軽減などの制度創設について

道として、国の制度を無批判に受け入れるのではなく、公債費負担を軽減するなどの制度創設を、国に積極的に働きかけていくことが必要と考えるが、見解を伺う。

④市となるべき要件について

市となるべき要件について、去る7月9日、合併特例法の一部を改正する法律が施行され、市となるべき要件を人口3万人以上としていた期限が、平成16年3月31日から17年3月31日まで1年延長された。

また、この市となるべき要件に係る人口については、「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果によることとされているが、合併する市町村の人口を合計すると、12年の国勢調査では3万人に至っていないが、最新の住民基本台帳人口でいえば3万人に至っているようなケースがある。

住民基本台帳人口は、現在国勢調査に準ずる全国的な人口調査として、指定されていないため、このままでは、合併したまちは、市となることはできない。住民基本台帳人口は、私は全国的な調査によって把握されているものと考えるものである。これをもって市となるべき要件の人口として取り扱えるようにすべきと考えるものであり、道としても国にも要望していくべきと伺ったのに対し、部長は「弾力的に運用しても良いのではないかと思うが、制度の問題であり、道内の市町村の状況などを十分説明し、国とも相談する。」とお答えになった。

これは、是非やっていただきたい。

この点について、知事の決意を含めた見解を伺う。

（二）　道の助言について

市町村合併を進めて行く中で、地域内の旧市町村間の様々な利害を調整する手段として、旧市町村ごとに新たな公共施設などの建設がなされ、将来の財政悪化を招きかねないといった懸念を抱くものである。

私としては、合併バブルのようなことが生じないよう、市町村合併による健全な地域づくりについて、市町村に必要な助言をすることが道の役割であり、また、合併枠組みを検討している地域の自治体の取り組みより、財政や行政効率重視の損得勘定で判断しようとする傾向が大きいとの印象を深くしており、この点を踏まえて、どのように助言しようと考えるのか、伺って参ります。

また、合併について真剣に取り組んでいる団体がある一方で、当面の財政状況などから、取り組みに温度差がみられるが、頑張っているところと頑張っていないところに対する道の対応、少子高齢化のもとで分権型社会を支える自治体の在り方を考える時、市町村合併における地域の将来のまちづくりや今後の財政運営などについて助言の指針を持っているのか、について種々伺って参りました。

それに対して部長は、「取り組みの温度差に対しては調整をする、助言の指針については、協議の場づくりを進めるなどとお答えになりましたが、これまで以上に合併を推進していこうとする道としての助言や取り組み方針について、いつ、どのような協議の場を設けようとしているのか、また、指針をつくるのかどうかについて、知事の見解を伺います。

（再）付け足し

先ほど申し上げた中の合併について真剣に取り組んでの温度差への道の対策についてでありますが…

（市町村合併に関する取組について）

私としては、合併については、地域の将来や住民生活に密接に関わる問題であるだけに、市町村が、住民の方々のご意向を踏まえ、自主的・主体的に判断すべきものであると考えている。

このためにも、合併の問題を含めて、これからの地域のあり方について、住民の方々にも十分に情報を提供する中で、真剣な議論が行われることが不可欠であり、できるかぎり多くの地域で、早い時期に、合併協議会が設置されることが必要であると考える。

私は、こうした基本的な考え方を、様々な機会を通じて市町村長皆様方に交流会の場でお話ししてきたところであり、また、庁議などにおいて、各支庁長に対しても、こうした考え方の下に、地域における協議の場づくりに向けて調整役を務めるなど、支庁がこれまで以上に積極的な役割を果たすよう、指示したところ。

この間、道内の各地域においては、多くの協議会が立ち上がってきているが、今後とも、できる限り多くの地域で協議会が設置されるよう、市町村のご意向や課題となっている事柄の把握に努めながら、道としての必要な役割をしっかりと果たして参りたい。

（再）

それで、十分に役割を果たしてきたとは思えませんね。

意向が課題となっている事柄の把握に努めると、言われたが、どのように認識しているか。

（道の取組について）

道においては、市町村合併は、自主的な取組を前提としていることから、市町村に対して踏み込んだ助言などは、これまで、必ずしも十分でなかったものと考える。

（市となるべき要件について）

道内においても、最近の住民基本台帳人口の推移から見て、合併を行うことによって、市となるべき要件の3万人を超えることが見込まれる地域があることは十勝地域を含め承知している。

私としても、市になるということが、合併協議を促進することにつながる手立ての一つとなりうるのではないかと考えており、今後、この点について、国に対して道内の市町村の状況を十分説明する中で、早急に相談して参りたいと考える。

このため、私としては、今後、こうした公債費負担の格差を是正するための方策などについて、市町村の実情などを国へ伝えるとともに、新たな制度の創設や制度改正などについて、国に対し働きかけて参る考え。

（国への働きかけについて）

このため、私としては、今後、こうした公債費負担の格差を是正するための方策などについて、市町村の実情などを国へ伝えるとともに、新たな制度の創設や制度改正などについて、国に対し働きかけて参る考え。

（道の対応について）

道としては、これまでも、市町村における合併の取組について支援に努めてきているところであるが、私としては、山来る限り多くの地域で協議会を設置し、合併問題について、調整するなど積極的に取り組んでいただきたいと考えている。

こうしたことから、合併協議の設置に向けた気運があるにも拘わらず、関係市町村間の調整が滞っているなどにより、合併協議会の設置に至っていない地域や、合併協議会が進展していない地域などについて、市町村長の意向なども踏まえながら、関係市町村長による意見交換の場を設けるとともに、課題となっている事柄の解決について、市町村とともに検討するなど、地域の実情に応じて、合併に関する協議が円滑に進むよう、積極的に道としての役割を果たして参りたい。

なお、去る7月24日に衆庁長会議を開催し、こうした考えを伝えるとともに、積極的にこの問題に取り組むよう、再度改めて指示したところ。

また、各地域において合併協議が進み、新しい市町村の誕生計画を策定するに当たっては、予め道が協議を受けることになっていることから、建設計画に対する道としての考え方について検討して参りたい。

二　北海道住宅供給公社について

（一）　債務超過が生じた原因について

北海道住宅供給公社について、平成14年度決算において、660億円に上る債務超過が明らかとなっておりますが、知事は、債務超過となった原因を、どのようにとらえているか、まず伺います。

（二）　これまでの取り組みに対する認識について

公社問題に対する、道の、これまでの取り組みについて、知事は、どのように認識しているか伺います。

（三）　公社理事長の発言について

特定調停が始まる前から、公社理事長の発言が、新聞を賑わしていますが、7月11日の第閉職道によると、公社理事長は、道に対して「逆から融資を受けている債権の全額放棄を要請する」と発言されたとのことであります。このことについて、建設部長に確認いたしますと、公社理事長は、発言の趣旨が伝わらなかったことを反省している」旨の答弁がありました。

この公社理事長の発言は、特定調停の根幹にふれる話であり、道だけではなく、融資を行っている他の自治体にも、波紋を広げております。設立者であり、任命権者である知事として、何らかの対応が必要でないかと思われますが、見解を伺います。

（四）　裁判所への回答について

7月15日に裁判所から2件の文書照会があったとのことであり、部長は、本日行われる第2回調停までに、回答を行うと申されましたが、裁判所に回答を行ったのであれば、その内容について、ご説明願います。

（五）　調停に参加することの意味について

損失補償契約に関する利害関係人として、また設立者・監督者として、調停に参加するということは、どのような意味をもち、どのような対応を求められるものなのか、部長からは、この点について、お答えがありませんでしたので、知事からご説明願います。

（六）　他の自治体への対応について

公社理事長の発言などによって、公社に融資を行っている市

平成15年第3回
北海道議会定例会
予算特別委員会（農政部審査）
平成15年10月10日

①市町村の農業振興策について

市町村合併後の農業振興策については、現在、各市町村において、農業者や農業団体等の意見を聴きながら、新市の農業振興の基本的な方向性を定める「農業振興計画」の策定作業が進められているところであります。

この計画は、平成17年度を初年度とする10年間の計画期間を想定しており、現在、各市町村において、農業者の意向調査や地域別の懇談会などを通じて、地域農業の現状や課題の把握に努めているところであります。

②国に対する酪農振興策について

酪農については、国において、新規参入者や後継者の確保対策、農業団体等における生産基盤強化などについて、現在、検討が進められているところであります。

道としましては、これまでも、国に対し、新規参入者や後継者の確保対策の充実強化を図るよう要望してきたところであり、今後とも、国の動向を見極めながら、必要な対策が講じられるよう、機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

③今後の酪農について

農業水産省では、9月26日に、災害対策本部を設置し、生産者に対する共済金の早期支払いや、農協系統金融機関による経営相談窓口の設置などの対策を講じているところであります。

道としましては、今後とも、国の動向を見極めながら、必要な対策が講じられるよう、どのように対応していくべきか、何らかの対応策を考えるべきと考えますが、何らかの対応策を考えるべきと考えますが、何らかの対応策を考えるべきと考えますが

カラス被害（実例）

適切であったかどうかは、国与団体の上司であるOBがたいへんいろいろなことを言ってくることから、現役の皆さん方はやりにくいというふうに感じられるのではないかと思います。

以下、何点かまとめさせていただきます。

(1) 団体の統合について

まず、団体の統合について、何点かございます。

①「国与団体見直し実施計画」について

「国与団体見直し実施計画」においては、行政機構改革大綱に基づき、平成20年以降おおむね10年間で国の出先機関の原則廃止を含めた抜本的な改革を行うこととされており、現在、国の地方支分部局等の廃止・縮小、地方公共団体への事務・権限の移譲、国の関与の廃止・縮小、地方公共団体の行政体制の整備・確立等の地方分権改革を推進しているところであります。

国の出先機関の一つである国与団体についても、国のみならず、国に準ずる存在として、「国与団体見直し実施計画」において、「国与団体見直し実施計画」を策定することとされており、現在、国与団体の在り方について検討を進めているところであります。

平成16年度の利用状況は、1億3千万円であるのに、維持管理費は、2億9千万円となっており、毎年度赤字が続いております。札幌市内には、国立の漁港もたくさんあります。

今後10年間同じ状態であり続けるのは許されません。この機会に、人件費や人員の削減、また、その他さまざまな経営改善努力をすることなどにより、国与団体を独立行政法人化するなど、廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきではないでしょうか。見解を伺います。

②北海道庁の今後の対応について

次に、団体の統合と関連して、何点かありますが、私が第2分科会の建設部所管事項の中で、真駒内の建設技術事務所などを廃止しようとしている北海道立建築工業高等学校の統合について、少年補導協会の統合について伺ったところ、廃止に伴う跡地利用については、北海道建築工業高等学校の生徒の実習の場であるとともに、北海道建築少年補導協会は職業訓練の場であるとともに、生活面と所得面が両立することから、建設業界からも大変大きな期待をされているところであります。

また、北海道建築工業高等学校は、北海道建築士会や北海道建築士事務所協会などの団体の事務局が入っており、北海道建築士会館の建て替えについて伺ったところ、建て替えについては、北海道建築士会館の建て替えに伴い、北海道建築士会館が入っている建物の一部を借り上げることとなっているとのことでありました。

そこで、北海道建築士会館の建て替えに伴い、北海道建築士会館が入っている建物の一部を借り上げることとなった経緯について伺ったところ

女性の強い

また、平成5年から設置している北海道農業金融制度総合推進会議構成メンバーなどについて併せて伺う。

④農家経営の実態等について

輸入農畜産物の増加や国内農畜産物の価格の低迷など、農業経営を取り巻く環境は大きく変化しており、収益の低下や既往負債が経営を圧迫し、借入金の償還に支障を来たす農家も見られる。

負担軽減対策を一層進める必要があると考えるが、最近の農家経営の実態をどのように把握しているのか伺う。

また、13年度から制度基金の実質的な借り換えが可能となる農業負債整理関係資金の融通がスタートしたが、どのような実績となっているのか伺う。

（四）　今後の取り組みについて

農業金融制度は、本道農業の維持・安定に今後とも重要な役割を果たしていかなければならないと考えるが、道として、現在の農家経営の実態等を踏まえ、今後の農業金融対策をどのように推進していくのか、伺う。

二　農業農村整備事業について

（一）　監査意見について

①不要額の原因について

農業生産基盤整備事業費のうち、主に道営土地改良事業費と団体営農用地造成事業費で2億円余り、また、農村整備事業事業費のうち、主として道営農村総合整備事業費と道営農道整備事業費等で1億7、900万円余りの不用額が発生しているが、原因はどのようなものか伺う。

②工事の執行体制等について

監査意見には、各種工事の実施に当たって、積算や設計変更事務に適正を欠くものなどがあり、執行体制の改善に努めるよう指摘されている。農業農村整備事業においても、農協やかんがい施設工事でこのようなことがあったとされているが、この点について、どのように受け止め、対応しているのか伺う。

（二）　農業農村整備事業の推進について

①計画的な整備について

本道の農地の整備状況を見ると、水田では区画整理や用排水といった基本的な整備を終えたものは、全体の75％、畑地では、排水条件などの整備が終えたものが68％となっており、未整備の水田や畑が相当残されている。

また、飼料基盤に立脚した酪農経営の確立に向けては、草地の整備改良などが必要とされている。

しかしながら、国や地方公共団体の財政状況の悪化から公共事業は抑制傾向にあり、今後の整備に当たっては、厳しい財政状況が事業実施に大きな影響を与えるものと考える。

こうした中で、国は、先月、新土地改良長期計画を作成し公表されたが、道民階の計画については、どのように考えているのか伺う。

②事業費の負担状況について

農産物価格が低迷する中、事業費の負担が農家の経営を圧迫する状況にある。事業の多くは、受益農家や市町村・道が事業費の一部を負担しているが、平成14年度末における、国営事業の農家分、市町村分、道分の負担金残高はどのようになっているのか、また、道営・団体営事業に係る農業基盤整備資金の借入残高はどのようになっているのか、それぞれについて伺うとともに、平成14年度の償還額がいくらか伺う。

さらに、これらの土地改良負担金の償還についての見通しを伺う。

③事業コストの低減について

農家負担を軽減するには、少ない費用でこれまでと同様以上の効果が得られる整備手法の導入が必要である。

事業工期が長期化する中で、生産環境の変化や事業費の増による農家負担の増加が問題となっており、道としても建設コストの縮減や施工コストの低減のため、設計方法や技術基準等の見直し、技術開発の推進などに取り組んでいると承知しているが、具体的にどのような取り組みを行い、成果があったのか伺う。

④普及部門等の連携強化について

事業計画策定の前段において、農業改良普及部門や農家との意見交換の場を設け、事業の実効性の確保や役割の明確化などを図るため、地域協議会を設置することとしているが、その設置状況や活動状況を伺う。

また、農家負担を伴う工事については、計画の段階で関係農協とも協議をして進めることとしているが、どのように進めているのか伺う。

⑤農地防災への対応について

本年は、台風や地震による農業被害が発生した大変な年であった。

現在、被災した地域では、農地、農業用施設の復旧に鋭意取り組んでいるところだが、そもそも、本道の農地は、泥炭、火山灰性土などの特殊土壌が多くを占め、地盤の沈下や土壌侵食などの被害を受けやすい。

自然災害の未然防止対策や防災施設の整備等が重要と考えるが、今後、どのように対応していくのか伺う。

⑥今後の対応について

本道農業は生産体制の維持はもちろんのこと、食の安全・安心の確立や環境への配慮、さらには、新たな米政策やWTO農業交渉などへの対応と、様々な緊急課題に直面している。

生産の基礎となる土地条件の整備に当たっても、これらの課題解決に向けた事業の推進が重要となっている。

先の一定審議会での論議で、知事は、今後の事業の推進に当たっては、より一層の効率的・効果的な事業の執行に努めると答弁している。

このことに関連して、道では「北海道農業農村整備推進方針」を策定することとしているが、この基本的な考え方など、今後の対応等について、伺う。

二　建設部所管に係る直轄負担金について

道路、河川などの社会資本の整備は、道民が豊かな生活を送るうえで、また、北海道を今後とも経済的に発展させていく上で、極めて重要な役割を担っており、これら社会資本の整備は、北海道開発局、道建設部そして市町村が、それぞれの役割分担に応じて整備を進めていると認識しております。

北海道にとって、地域の発展に欠かせない高速道路などの社会資本の整備状況は、まだまだ十分とはいえません。今後とも、事業の効率化、重点化を図りながら、整備を進めなければならないと考えております。

しかし、一方で道財政は大変厳しい状況にあります。

高橋知事は、今年8月から、赤字再建団体転落を回避するための「財政立て直しプラン」の策定にむけて、不退転の決意で取り組んでおります。プラン策定に向けて、建設部が所管する公共事業等に対しても、厳しい見直しが進められていることとは思います。

道財政の立て直しのためには、無駄な支出をおさえながら、効果的、効率的な執行に努めることが重要であります。

そこで、建設部が所管する予算の中で、「直轄事業負担金」に関して、何点か伺ってまいりたい。

（一）　直轄事業負担金の経過について

道では国に対して直轄事業負担金を支出していると思うが、この直轄事業負担金は、いつ頃から、どのような背景で出来たものなのかお伺いします。

（二）　予算額とその公共予算全体に占める割合について

平成13年度、平成14年度の予算額と、公共予算全体に占める割合はどのようになっているのか、伺う。

（三）　直轄事業負担金の支出の根拠について

国の事業については、本来、国家的施策として実施されるべきと考えているが、道に対し負担を求めることは、当然、法的な裏付けがあってのことと考える。

直轄事業負担金に係る支出の根拠は。

（四）　直轄事業負担金の使途について

直轄事業負担金は、大部分が事業に係わる予算として執行されていると思うが、一部は、人件費までに使われているとの話も聞き及んでいるが、直轄事業負担金の使途はどのようになっているのか、その詳細な内容を伺いたい。

（五）　直轄事業負担金に対する認識について

先ほどもふれたとおり、道財政の立て直しにあたっては、全ての支出を見直し無駄をなくすることが、一番重要であると考えている。

只今の答弁では、直轄事業負担金の使途については、十分な把握がなされない中で支出されているものと考えざるを得ない。この直轄事業負担金の扱いは、今後の「道財政立て直し」の中で具体的な改善方策の一つとして、解決していかなければならない課題と考えるが、部長の認識を伺いたい。

三　高速道路の整備について

高速道路の整備につきましては、高速自動車国道法の改正により、有料道路方式と新直轄方式の二本立てで整備されることになりますが、国土交通省においては、今月下旬を目途に、対象路線の優先順位を公表し、都道府県知事から意見を聞いた上で12月に開催予定の国土開発幹線自動車道建設会議に提案し、新直轄方式による整備路線が決定する運びとのことであります。

有料道路方式は、日本道路公団に代わる民営化会社が、これまでどおりの方法で整備するもので、地方の負担はないものの整備の目途がつきにくいといわれており、一方、新直轄方式は、地方の負担を伴うものの早期整備に道が開けるといわれております。

また、有料道路方式か新直轄方式かの選定や優先付けに当たっては、費用対便益などの評価をもとに行うとされております。

さらに、道路関係4公団民営化推進委員会の委員の中には、路線によっては、建設凍結を主張する向きもあるとのことでありま す。

北海道には、整備計画区間で未完成路線が夕張・十勝清水を始め6路線がありますが、知事の意見聴取においては、これら一つひとつについて、いずれの方式を望むかの判断が求められるとのことであります。

そこで、伺いますが、道として、意見聴取に当たって、基本的にどのようなスタンスで臨もうと考えているか、伺います。

（指　摘）

四　北海道体育文化協会について

次に、財団法人北海道体育文化協会について、伺います。

この財団は、昭和48年に国が札幌オリンピックのために建設した真駒内屋外競技場を管理するために設立されたもので、その後、産業共進会場、野幌総合運動公園施設、宗谷ふれあい公園施設の管理と事業内容を拡大しております。

道の所管部は、平成12年度までは、環境生活部であったものを、平成13年度に、都市公

園施設の一体的管理を図るという方針のもとに建設部に所管換えされたものと、承知しております。

しかし、肝心の寄付行為は旧態依然のままで、実態との乖離が見られるなど、管理上いくつかの問題が見られるのであります。

そこで、以下、伺ってまいります。

（一）　法人の目的について

まず、法人の目的についてでありますが、寄付行為によりますと、「体育、文化及び産業の普及振興を図る」とされております。しかし、これは、設立当初のままの規定であり、現時点の主たる目的である都市公園施設の管理という表現がありません。また、これでよいのでしょうか、伺います。

（二）　法人の名称について

名は体を表すと言われるように、法人の名称は、重要なものであります が、従来のまま北海道体育文化協会」となっております。

この名称からは、都市公園施設の管理団体というイメージが湧いてきません が、これでよいのでしょうか、伺います。

（三）　都市公園の一体管理について

環境生活部から建設部への所管替えは、都市公園施設の一体管理という大義名分のもとに行われたと承知しておりますが、平成15年4月には、「道立宗谷ふれあい公園」の管理を分離しております。

管理経費を縮減するために、少しでも団体を統合しようとしている折りに、これに逆行するような分離が、なぜ行われたか、理由を明らかにしていただきたいと思います。

（四）　指導体制について

環境生活部が所管していたときには、管理委託に係る契約事務や法人の監督指導事務は、全て本庁において、一元処理をしておりましたが、建設部所管となってからは、管理委託の契約は土木現業所、法人の指導監督は本庁と、分かれております。こうした処理の仕方で、指導監督上不都合がないのか、伺います。

（五）　施設の利用状況について

次に、施設の利用状況について伺います。

管理している真駒内の屋内競技場、屋外競技場及び野幌総合運動公園の運動施設は、いずれも道民に対し有料で貸出を行っている公の施設でありますが、平成14年度の利用実績を見ると、真駒内屋外競技場のスケート場や野幌総合運動公園のプールなどの利用が低調であり、なおかつ、利用料金を免除しているものが多数に上がっています。

したがって、利用料収入は、およそ1億4千万円となっておりますが、一方、管理に要した費用は、人件費を含め、およそ6億6千万円となっており、差し引き5億2千万円が一般財源からの持ち出しとなっております。

通常、こうした有料貸出施設は、独立採算性が原則であり、一般財源から持ち出しは課題であります。

公の施設の運営のあり方について、どのように考えているのか、伺います。

（五―再）　利用拡大について

利用者を増やすために、どのような努力をおこなっているのか、伺います。

（六）　減免規定の見直しについて

利用の実態を見ますと、小中高校生や65歳以上の方については、減免や無料の対象とされ、なおかつ、これらの方々の利用が相当多く見られます。

しかし、同じ道の公の施設でも、これらの方々を有料としているところもあり、統一性が図られておりません。

公平性という面からも、整理すべきと考えますが、見解を伺います。

（六―再）　減免規定の見直しについて

減免規定の見直しの検討方向は、どのようにされるのか伺います。

（七）　職員数の削減について

この法人は、常勤職員1名のほか、常勤職員49名を抱えておりますが、これほど多くの常勤職員が必要なのでしょうか、道の職員削減計画に準じて、定数削減を行うべきと考えますが、見解を伺います。

（八）　道職員OBの人件費の縮減について

この法人には、道職員OBが9人おりますが、9人も必要なのでしょうか、また、給与も、プロパー職員が年々引き下げられているのに、道OB職員は、毎年同額となっております。